



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *49 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *50 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の改正に伴い、県民税、個人事業税、自動車取得税、狩猟税等の改正を行いました。

(1) 県民税

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限をそれぞれ延長することとしました。(附則第14項の2の25及び附則第14項の2の28関係)

(2) 個人事業税

個人事業税の課税対象事業から、助産師業を除外することとしました。(第42条の2の6及び第42条の2の7関係)

(3) 自動車取得税

環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置について、その適用期限を延長する等の措置を講じました。(附則第16項、附則第17項、附則第17項の2)

(4) 狩猟税

網、わな猟免許の分割に伴い、税率を見直しました。(第133条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。ただし、第133条の改正規定は、平成19年4月16日から施行します。

◇和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

特別措置の適用期間を1年間延長するとともに、規定の整備を行いました。

(2) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

特別措置の適用期間を2年間延長するとともに、規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例 (昭和25年和歌山県条例第37号) の一部を次のように改正する。

第42条の2の6第1項中「第72条の2第9項第1号」を「第72条の2第10項第1号」に改める。

第42条の2の7第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第10項第5号」に改める。

第42条の14第2項中「住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に、「本項」を「この項」に改める。

第42条の35中「898円」を「1,074円」に改める。

第133条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税 (都民税を含む。) の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者 (農業、水産業又は林業に従事している者を除く。) 以外の者 5,500円

附則第10項の2の2中「住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第10項の9を削る。

附則第10項の9の2中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を附則第10項の9とする。

附則第14項の2の12中「平成20年度」を「平成21年度」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第14項の2の15中「第37条の11の3第3項第1号」を「第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号」に、「同条第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき」を「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に」に改める。

附則第14項の2の25中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第14項の2の28中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第16項中「附則第14項の11に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第17項の4中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「又は第17項の2の2」を「、第17項の3又は第17項の3の2」に改め、同項を附則第17項の5とする。

附則第17項の3を附則第17項の4とする。

附則第17項の2の2中「第17項」の次に「、第17項の2」を加え、同項を附則第17項の3の2とする。

附則第17項の2中「附則第14項の12に規定するエネルギー消費効率 (次項及び附則第17項の4において

「エネルギー消費効率」という。)が附則第14項の12に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(次項及び附則第17項の4において「基準エネルギー消費効率」という。)」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第14項の12」に、「又は前項」を「第17項又は第17項の2」に改め、同項を附則第17項の3とする。

附則第17項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)に、「(以下この項において「特定自動車」という)を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車がバス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあっては100分の2.7を、当該特定自動車が乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあっては100分の1.8(当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の2)」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 附則第14項の12に規定するエネルギー消費効率(以下この項、附則第17項の3、第17項の3の2及び第17項の5において「エネルギー消費効率」という。)が附則第14項の12に規定する基準エネルギー消費効率(以下この項、附則第17項の3、第17項の3の2及び第17項の5において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17項を附則第17項の2とし、附則第16項の次に次の1項を加える。

17 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第102条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

- (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項、次項及び附則第17項の5において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項、次項及び附則第17項の5において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第133条第1項の改正規定及び第6項の規定は、平成19年4月16日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされたこの条例による改正前の和歌山県税条例（以下「旧条例」という。）第42条の14第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17項の2に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

- 6 新条例第133条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第50号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第2号」を削る。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(平成12年和歌山県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「第12条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号」に、「第45条第1項の表の第2号」を「第45条第1項の表の第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。